

霧島市給水条例の一部改正について

霧島市給水条例の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市給水条例の一部を改正する条例

霧島市給水条例(平成17年霧島市条例第286号)の一部を次のように改正する。

第26条の2中「110円」を「140円」に改める。

第34条第1項第5号中「200円」を「300円」に改める。

別表の基本料金の表中

金額		金額	
490円		620円	
890円		1,150円	
1,300円		1,670円	
1,920円		2,470円	
3,260円	を	4,210円	に改め、
5,400円		6,880円	
12,100円		15,760円	
21,510円		28,290円	
50,030円		67,090円	
97,120円		121,150円	

同表の従量料金の表中

「

金額（1 m ³ につき）
85 円
105 円
110 円

を

金額（1 m ³ につき）
100 円
125 円
140 円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第34条第1項第5号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めて徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が施行日前から継続するものの料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

水道施設の老朽化対策や耐震化へ対応するとともに独立採算のもと健全かつ持続可能な事業経営を維持するため、水道料金の改定を行うこと等から、本条例の所要の改正をしようとするものである。